

平成19年4月にスタートした「離婚時の年金分割」に続き、

## 平成20年4月から 離婚時の「第3号分割」がはじまりました

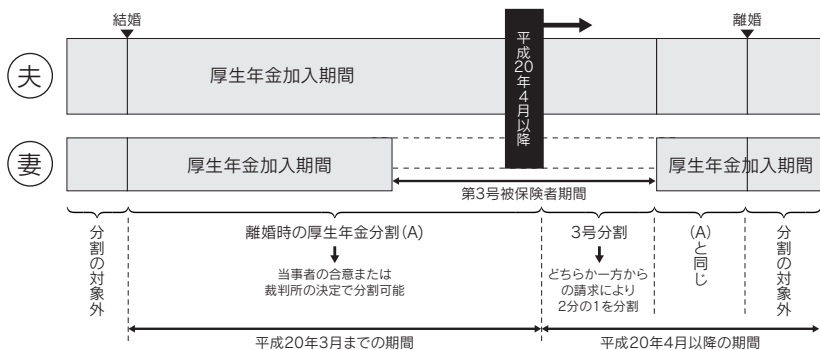
離婚した夫婦の一方に、国民年金の第3号被保険者期間がある場合（主に専業主婦が該当）、夫婦の合意を必要とせずに、第3号被保険者期間における配偶者の保険料納付記録の総額の2分の1を分割できる制度がスタートしました。ただし、対象となる期間は、平成20年4月以降の婚姻期間に含まれる第3号被保険者期間に限られます。

### 夫婦が共同で保険料を負担したとみなし、 請求にもとづき分割されます

- 厚生年金保険に加入する会社員（国民年金第2号被保険者）に扶養されている配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者期間に、第2号被保険者が納めた厚生年金保険料は、夫婦が共同で負担したものとみなされます。
- このため、離婚した場合に、どちらか一方の請求にもとづき、平成20年4月以降の第3号被保険者期間にかかる第2号被保険者の厚生年金保険料納付記録の2分の1が、夫婦の合意なしでも第3号被保険者に分割されます。
- 厚生年金基金は厚生年金保険の一部を代行しているため、国に納める代わりに基金に納めた部分（基本年金の代行部分）についても、国の取り扱いと同じ方法で分割されます。
- ただし、分割を受けても受給資格期間が満たされないと、年金を受給できません。

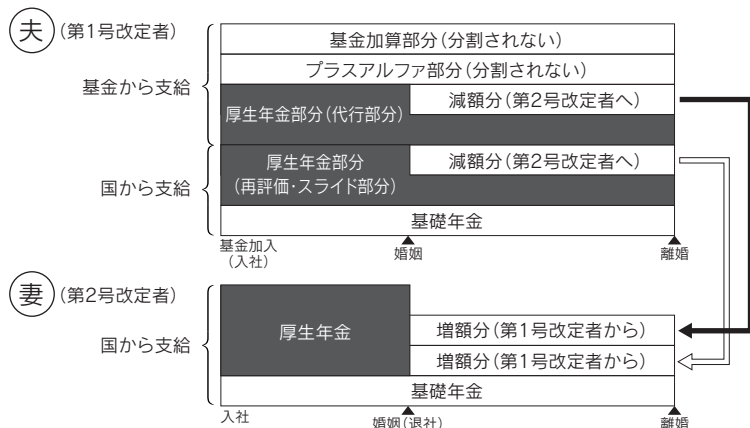
## ●年金分割の基本的なしくみ（離婚時の年金分割・第3号分割のイメージ）

\*ここでは妻を第3号被保険者として説明していますが、夫が第3号被保険者となるケースもあります。



## ●離婚分割における基金の対応

- 分割が行われると、配偶者の分の年金原資が厚生年金基金から国に移換され、分割をうけた元配偶者は国から年金をうけることになります。
- 厚生年金基金に加入していた人が第2号改定者(※)である場合は、厚生年金基金からうける年金額は変わりません。分割をうけた増額分は、国から支給されます。
- 代行部分以外の年金(基本プラスアルファ部分と基金加算部分)は分割されませんので、厚生年金基金からの給付の半分が分割できるわけではありません。
- 社会保険事務所へ分割請求をすれば、基金の代行部分についても自動的に分割されます。



(※)分割により、将来の年金額が減額される方を第1号改定者、増額される方を第2号改定者といいます。